

- 1 被告は、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3において、伊方発電所2号機及び3号機の原子炉を運転してはならない。
 - 2 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

1 福島第一原発事故の教訓

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波(以下「東日本大震災」という。)を端緒として、東京電力株式会社(以下「東京電力」という。)の福島第一原子力発電所(以下「福島第一原発」という。)は、国際原子力事象評価尺度(INES)で「レベル7」という極めて深刻な事故を引き起こし、結果的に、放射性物質を大量に外部環境に放出する大事故となった(以下「福島原発事故」という。)

同事故によって放出された大量の放射性物質のため、事故から5年半以上を経過した現在でも約10万人の人々がふるさとを追いやられ、避難生活を送ることを余儀なくされている。放射性物質は人体に悪影響を与えるのみならず、地域コミュニティを崩壊させるなど、深刻な被害を広範囲の人々にもたらしているのである。

このように、福島原発事故は、軽水炉において、事業者が想定する安全対策では到底収拾することができない種類の事故、すなわち過酷事故が起ること、そして、一旦過酷事故が起きると、大量の放射性物質の放出により、多数の人の生命、身体、精神及び生活の平穩、あるいは生活そのものに重大な被害が発生することを実証したのである。

多くの日本人は、この地震大国で原子力政策を継続することの愚を悟り、各報道機関の世論調査においても、原発再稼働反対の意見が賛成の意見を上回っている。

2 原発再稼働の動きが加速していること

政府は、福島原発事故を受けて、原子力規制委員会を新設するとともに、平成25年7月8日にはいわゆる新規制基準を策定し、停止中の原子炉の運転を再開する場合には、新規制基準適合性審査を受けることが必要となった。

これを受けて、各電力会社はその所有する原発の再稼働に向けて、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を次々に行った。被告も、いわゆる新規制基準が施行された平成25年7月8日、伊方発電所3号機(以下、伊方発電所を「伊方原発」、伊方原発1号機ないし3号機をそれぞれ単に「1号機」「2号機」「3号機」、3号機を「本件原発」ともいう。)について、原子力規制委員会に対し、原子炉設置変更許可等の申請を行い、同委員会は、平成27年7月15日、申請を許可した。これを受けて、同年10月26日、愛媛県知事は、被告との原子力安全協定に基づき、3号機の再稼働に同意し、平成28年8月12日、被告は本件原発における再稼働を始め、同年9月7日、営業運転に移行した。

以上のとおり、まるで福島原発事故などなかったかのように、原発を再稼働させている。

3 本訴訟の目的

福島原発事故は、放射性物質にとって県境など関係なく、ひとたび過酷事故が起きれば、風向き次第で数十キロメートルの範囲を長期間人が住めない汚染地域にしてしまうことを、痛切な教訓として我々に伝えている。

ここ大分県は、近いところだと伊方原発から50km圏内に入り、大分市の中心部でも、70km程しか離れていない。しかも、伊方原発と大分県との間にはほとんど海しかなく、放射性プルームを遮るものがない。もし伊方原発で福島原発事故並の過酷事故が発生し、福島原発事故の時と同じように東から風が吹けば、大分県も福島県のように人が住めない汚染地域を抱える可能性が十分にある。そうなれば、先祖代々受け継がれてきた、大分の人々の暮らしや営みも、大分の美しい自然風景も、豊富な海洋資源も、日本を代表する温泉地も、半永久的に失われることになる。

大分県民は、目と鼻の先の対岸に原発が出来ることを望んで誘致したことなどない。伊方原発が発電する電気の恩恵を受けたこともない。経済的見返りなく、ただ事故のリスクだけを引き受けなければならない。ところが、大分県には自治体の同意権すら認められていない。大分県の各自治体から再稼働に懸念を表明する意見が出ても、被告はほぼ無視を決め込んでいる。

被告は、自社の利益だけを追求して伊方原発を再稼働しようとしている。だが、被告は伊方原発が安全であることについて十分な説明がまったく出来ていない。安全が確保されていない以上、過酷事故はいつ起きてもおかしくない。福島原発事故の反省が不十分な規制当局が許可をしたからと言って、安全でない原発の再稼働を見逃す訳にはいかない。現世に生きる者として、先祖代々受け継いできたこの大分での暮らしや営みを、次の世代に引き継いでいく責任がある。

しかも、大分県の場合には、去る4月16日に発生した熊本地震において、震度6弱の地震とこれに続く余震に見舞われたばかりであり、伊方原発周辺において、今後、こうした規模と同程度以上の地震が発生する危険性を身を以て体験している。

原告らは、そのようなやむにやまれぬ思いから、本訴訟を提起した。

第2 当事者

1 原告ら

原告らは、別紙当事者目録記載の住所地に居住する者らであり、いずれも伊方原発から概ね半径140km圏内に居住する者である。

2 被告

被告は、発電事業等を営み四国4県へ電力供給を行う株式会社であり、愛媛県西宇和郡伊方町九町字コチワキ3番耕地40番地3に加圧水型原子炉を使用する伊方原発を設置・所有している。

第4 伊方原発における過酷事故発生の蓋然性

(P17～P21)

2 伊方原発における過酷事故の蓋然性

(1) はじめに

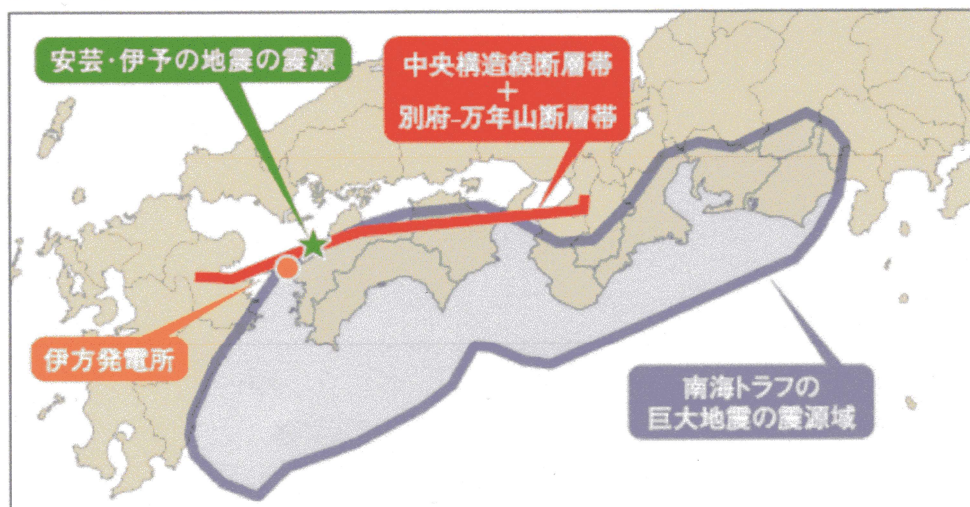
以下では、伊方原発における過酷事故発生の蓋然性について、地震、津波等の自然災害や人為的な災害の可能性、さらには過酷事故の原因となる災害発生後の二次的な事故によって過酷事故の収拾が不可能になる危険も含めて指摘する。

(2) 地震

ア 伊方原発の立地の危険性

伊方原発は、南海トラフ巨大地震の震源域上に位置するだけでなく、中央構造線断層帯と別府-万年山（はねやま）断層帯という非常に長大な活断層の極近傍に位置しており、大地震の発生が具体的に懸念される地域に所在する（次頁の図参照）。

政府の地震調査研究推進本部は、南海トラフの巨大地震について、マグニチュード8～9クラスの巨大地震が30年以内に60～70％程度という極めて高い確率で発生するとの長期評価を発表している。中央防災会議によると、この地震による「最大ケース」の死者・行方不明者数は32万3000人に上ると予想されている。これは東日本大震災の約1.7倍である。伊方原発はその震源域（地震が発生したときの岩盤のずれ（断層）が生じた領域。なお、震源は岩盤のずれが始まったところを指すのに対し、震源域はそのずれが地震波を周囲に発しながら広がり、最終的にずれ破壊を生じた領域全体を指す。）に位置しているから、南海トラフ巨大地震により、激しい地震動が伊方原発を襲うおそれがある。



同じく政府の地震調査研究推進本部の長期評価によれば、中央構造線断層帯において、金剛山地東縁の当麻断層から伊予灘西部断層の断層帯（約360km）全体が活動すると、Mw（モーメントマグニチュード）7.9-8.4の地震が発生すると推定されている。伊方原発は、中央構造線断層帯からわずか5km程度しか離れていない場所にあるから、伊方原発近くの断層が活動すれば、地震動により施設破損等の被害を受けることは確実である。

さらに、平成16年2月に発表された地震調査研究推進本部の長期評価によれば、安芸灘～伊予灘～豊後水道における海洋プレート内地震は、M6.7-7.4の地震が30年以内に40%程度の確率で発生すると評価されている。このタイプの地震は伊方原発の直下で発生する可能性がある上、短周期成分が多いことや応力降下量が高いことなどが知られ、十分に注意が必要である。

地震学者の都司嘉宣氏は、「地震学者としてこれだけはやめてくれ」と言いたい日本の原発として、伊方原発を浜岡原発に次ぐワースト2に挙げているのである。

イ 熊本地震に続く地震の連鎖

平成28年4月14日以降、熊本県や大分県で相次いで発生した一連の地震（熊本地震）は、日本最長の断層帯である中央構造線が引き起こしたものである。同日に発生した熊本地方を震源とするM6.5の前震に続き、中央構造線に沿って阿蘇や大分県でも、連鎖的にM5クラスの地震が繰り返し起きたことから、さらに東側にある伊方原発前面海域の断層による地震が誘発される危険性がある。

伊方原発が再稼働した現状においては、これが起きて「原発震災」に至るおそれが現実のものとなっている。

政府に設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会による「平成28年熊本地震の評価」によれば、平成28年4月16日午前1時25分に発生したM7.3の地震の場合には、南阿蘇村河陽において最大加速度1316.3ガル、大津町大津で1791.3ガル、震源地から90.1km離れた別府市鶴見において1155.0ガルの最大加速度が計測されたことが明らかにされており、国立研究開発法人防災科学技術研究所によれば、同地震の直後の午前1時25分40秒に誘発された大分県内の地震では、湯布院町で723ガル、九重町で598ガルが計測されている。

これらははぎ取り解析による数値ではないため、基準地震動と単純比較はできないが、日本はいっどこで強い揺れが襲うか分からない国であることが改めて明らかとなった。

ウ 伊方原発における基準地震動が過小であること

被告は、伊方原発の基準地震動をこれまで何度か引き上げてきたが、現在でも650ガルに留まっている。

特に被告は、中央構造線断層帯から別府-万年山断層帯まで含めた480kmの断層全体が活動するケースまで想定しているにもかかわらず、そのMwはわずか7.7-8.0と評価している。これは、前記地震調査研究推進本部の長期評価における約360km活動ケースのMw7.9-8.4を下回っている。海洋プレート内地震については、基本ケースでM7.0、「不確かさの考慮」でも敷地直下ではM7.2までしか想定しておらず、長期評価のM7.4を下回っている。南海トラフ巨大地震の想定でも、応答スペクトル手法ではMw8.3の設定になっている。本来であれば、一般防災を目的とした長期評価よりも地震規模を上乗せするのが、基準地震動の適切な評価というべきであるが、被告の想定は長期評価をむしろ下回っている。

新規制基準適合性審査中の原子力発電所の中には、柏崎刈羽原発2300ガル、浜岡原発2000ガル、女川原発1000ガルと、4桁に届く基準地震動も見られる中（なお、この3つの原発は審査中であるので今後さらに基準地震動が引き上げられる可能性もある。）、伊方原発については、南海トラフ震源域や中央構造線断層帯等の特別な地震リスクがありながら、650ガルという評価に留まっており、新規制基準適合性審査をパスしたからと言って、安全性が保障されたとは到底言えないことは明らかである。

この点、石橋克彦神戸大学名誉教授は、新聞社の取材に対して、「敷地の前面に国内最大級の断層帯（中央構造線断層帯）があるにもかかわらず、基準地震動を最大650ガルとしたのは信じ難いほどの過小評価だ。」「（南海トラフ巨大地震が起きると）伊方原発は震源域の北西端の直上にあり、影響は甚大。長時間の揺れでプラント機能が健全性を保てるか疑問だ。」（平成26年9月20日付け大分合同新聞「伊方安全対策は脆弱 石橋克彦・神戸大名誉教授に聞く」）とコメントし、伊方原発の基準地震動評価に疑義を呈している。

また、額部一起東京大学地震研究所教授は、別の新聞社の取材に対し、「南海トラフ巨大地震は震源域が一部で陸の下にかかっており、東北地方と同じ規模の地震が起きれば、もっと強く揺れるはずだ」「中央構造線断層帯があれだけ近いのに、この程度で済むのかなという気はする。(中略)54キロから480キロ延ばして、これだけ(基準地震動が570ガルから最大650ガル)しか変わらないのは違和感がある。(基準地震動が)もう少し大きくなっていい気はする」(平成25年3月21日付け愛媛新聞「東京大地震研 額部一起教授に聞く」とコメントし、やや表現は異なるが石橋教授とほぼ同様の指摘をしている。

第6 訴訟物及びその判断のあり方について

(P35～P37)

1 本件請求は人格権に基づく請求であること

人格権は、個人の生命、身体、精神及び生活の平穏等の人格的利益を保護法益とする権利で、憲法上保障された権利であり(13条、25条)、かつ、私法上の排他的性質を有する権利である(平成7年7月7日最高裁第2小法廷国道43号線・阪神高速道路騒音排気ガス規制等請求事件判決)。したがって、この人格権について違法な侵害を受けた者は、その侵害を排除することができる。また、現実の侵害が発生していなかったとしても将来違法な侵害が発生するおそれがある場合には、その侵害を受けるおそれのある者は、その侵害の原因となる行為の差止めを請求することができる。

これを本件についてみれば、前述のとおり、伊方原発には安全性に欠けるところがあるため、過酷事故が発生するおそれがあり、これによって、大量の放射性物質が外部に放出され、大気や瀬戸内海がこれに汚染され、原告らの生命、身体、精神及び生活の平穏、あるいは生活そのものに重大かつ深刻な被害が発生することは明らかである。

よって、原告らは、被告に対し、人格権に基づく妨害予防請求権により、伊方原発の差止めを請求する。

2 本件における司法判断のあり方について

(1) 原発に求められる安全性の程度について

原発に求められる安全性の程度については、いかなるミス、欠陥も許さない安全性(ゼロリスク)ではなく、福島原発事故のような過酷事故を二度と起こさないという意味での「限定的」絶対的安全性、ないしは、絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性(深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性)と解すべきである。

(2) 立証責任の分配について

原告らの請求が認容されるかどうかの判断にあたっては、立証責任の公正な分配の問題が決定的に大きな比重を占めることになる。

この点に関しては、改めて準備書面において詳述するが、いわゆる伊方原発設置許可処分取消訴訟最高裁判決(最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決)を前提としたうえで、「深刻な災害を二度と起こさない」という観点から、当該原発が安全であるという高度の蓋然性が被告において立証されない限り、運転を許さないというのが、本件における立証責任の公平な分配というべきである。

(3) 安全性の判断基準のあり方について

原発訴訟は、極めて高度な科学技術的知見をもとに設置・運転される原発の安全性に関する訴訟であり、その安全性の判断にあたっては、一定の専門技術的知識及び判断能力が求められることになるのは当然である。

しかしながら、前述の安全性の程度や立証責任の公平な分配の法理に照らせば、その判断は、「必ずしも高度の専門技術的な知識、知見を要するものではない」(大飯原発3、4号機に関する福井地裁平成26年5月21日判決)のであって、一般の経験則あるいは基本的な科学技術的知識・知見に照らして、被告が原告らの指摘する科学的、合理的な疑問に対して、当該原発が過酷事故を起こす高度の蓋然性がないことを主張、立証し得ているのかどうかを判断すれば足りるというべきである。

第7 結語

以上のとおりであるから、伊方原発2号機及び3号機の原子炉の運転は許されるべきではない。よって、請求の趣旨記載のとおり、その差止めを求める次第である。

事務局より A4版で39ページの訴状から抜粋です。全体の約3分の1です。訴状全体はホームページにて読むことができます。編集後記を参照のこと。